

# 軽費老人ホームすずらん苑 重要事項説明書

## 1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 天龍会  
(2) 代表者氏名 理事長 福田 リツ子  
(3) 法人所在地 熊本県八代市本野町2076番地  
(4) 電話番号 0965-33-3813  
(5) 設立年月日 昭和63年6月7日

## 2 利用施設

- (1) 施設の名称 軽費老人ホーム すずらん苑  
(2) 施設の所在地 熊本県八代市本野町2076番地  
(3) 施設長氏名 福田 和 昌  
(4) 電話番号 0965-33-3813  
(5) F A X 番号 0965-33-3874  
(6) 開設年月日 平成元年4月1日  
(7) 入所定員 50人

## 3 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的 軽費老人ホームすずらん苑（以下「施設」という。）は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供することによって、その方が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とします。
- (2) 施設運営の方針 利用者の意思及び人格を尊重し、心豊かで生きがいのある日常生活を営むことができるよう、良質なサービスの提供に努めます。
- また、地域や家庭との結び付きを大切に、市町村や居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスの提供者とも連携して適切なサービスの提供に努めます。

## 4 居室の概要

居室の種類	室数	備考
1人部屋	46室	ナースコール（居室、トイレ）・エアコン、電話、トイレ、洗面台完備
2人部屋	2室	ナースコール（居室、トイレ）・エアコン、電話、トイレ、洗面台完備

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

## 5 施設サービスの概要

種類	内 容						
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養及び利用者の身体の状況や嗜好を考慮した食事を提供します。</li> </ul> <p>【食事時間】</p> <table> <tr> <td>朝 食</td> <td>7時45分</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>12時00分</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>17時00分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー等がある場合はお申し出下さい。</li> </ul>	朝 食	7時45分	昼 食	12時00分	夕 食	17時00分
朝 食	7時45分						
昼 食	12時00分						
夕 食	17時00分						
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、午後2時半から午後4時45分まで（但し、日曜日と元旦は休み）</li> <li>※介護を必要とする状態になった方は、居宅介護サービスによる入浴介助を受ける事が出来ます。その際の入浴時間はその都度決定します。</li> </ul>						
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、健康診断を実施します。</li> <li>・毎月1回、嘱託医による健康チェックを行います。併せて、体重測定、血圧測定を行います。</li> </ul>						
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び家族からの日常生活においての悩みやご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>・要介護認定の手続きに必要な支援を行います。</li> <li>・利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合は、利用者の状況や置かれている環境等に応じて、利用者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けられるように必要な支援を行います。</li> </ul>						
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設では、利用者からの要望を考慮し年間行事計画を作成し、教養娯楽、日常生活支援、クラブ活動等を企画、実施いたします。</li> </ul>						

## 6 嘱託医及び協力医療機関

### < 施設の嘱託医師 >

氏 名：田 淵 昭 典

医院名：田淵内科クリニック（TEL 0965-33-6727）

診療科：内科・呼吸器科・消化器科

### < 施設の協力医療機関 >

熊本総合病院：TEL 0965-32-7111

（旧八代総合病院）

たかた歯科医院：TEL 0965-34-6054

## 7 利用料

階層区分	対象収入（年額）	利用料月額		
		サービス提供費用（円）	生活費（円）	合計（円）
1	1,500,000円以下	10,000	54,414	64,414
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	54,414	67,414
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	54,414	70,414
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	54,414	73,414
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	54,414	76,414
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	54,414	79,414
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	54,414	84,414
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	54,414	89,414
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	54,414	94,414
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	54,414	99,414
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	54,414	104,414
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	54,414	111,414
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	54,414	118,414
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	54,414	125,414
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	54,414	132,414
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	54,414	139,414
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000	54,414	147,414
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000	54,414	155,414
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000	54,414	163,414
20	3,300,001円～3,400,000円	110,872	54,414	165,286
21	3,400,001円以上	110,872	54,414	165,286

注1) 熊本県軽費老人ホーム設置運営要綱改正に伴い、変更される場合があります。

なお、11月から3月までは冬期加算額として月額1,960円が必要になります。

また、居室で使用された電気料と電話料が別途必要になります。

注2) この表における「対象収入」とは、原則として前年の収入として認定するものから必要経費を控除した額とします。

詳しくは、別添資料「利用料の徴収基準について」をご覧ください。

注3) 月の途中で入退所する場合の利用料は日割計算（円未満は四捨五入）とします。

注4) 入院の場合は、生活費のうち食材料費（1日800円）を日割計算して減額します。

注5) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額とします。

注6) 施設が行う特別なサービスを利用した場合、これに要する費用をお支払いいただきます。

## 8 利用料金のお支払方法

利用料金は、毎月、肥後銀行からの引き落としとなっております。

肥後銀行に口座をお持ちでない方は、新規開設をお願いいたします。

また、利用料金は1ヶ月ごとに計算し、請求書を月初めに利用者へ手渡し又はご家族に郵送し、当月の15日前後の引き落としとなりますので、ご配慮をお願いします。

## 9 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- |             |        |       |
|-------------|--------|-------|
| (1) 苦情解決責任者 | 施設長    | 福田 和昌 |
| (2) 苦情受付担当者 | 生活相談員  | 土肥 柳子 |
| (3) 第三者委員   | 天龍会 監事 | 岡本 光夫 |
|             | 天龍会 監事 | 林 秀俊  |

※施設で解決できない場合は、熊本県社会福祉協議会内に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。(TEL 096-324-5454)

## 10 緊急時の対応

利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに利用者の状態確認を行い、主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じると共に、緊急連絡先へ速やかに連絡します。

## 11 非常災害時の対応について

- (1) 非常災害時の対応は、別途定める『社会福祉法人 天龍会 防火管理規程』に則り、対応を行います。
- (2) 消防訓練等は、別途定める『社会福祉法人 天龍会 防火管理規程』に則り、年2回、火災を想定した訓練を利用者の方も参加して実施します。

## 12 入所中に医療機関への入院が生じた場合

### ア) 検査入院、短期間の入院の場合

短期入院の場合、入所契約は継続し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担頂きます。

### イ) 長期入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院が見込まれる場合には入所契約は継続します。

### ウ) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、本人及び身元引受人等と話し合いを行い、契約を解約することがあります。

※施設利用料と入院費用の二重負担に配慮するものです。

<入院期間中の利用料金>

食材料費相当分を差し引いた利用料金をお支払いいただきます。

### 13 施設のご利用に当たって留意いただく事項

来苑・面会 ・宿泊	事務所受付に設置しております面会簿にご記入してください。 面会時間：午前8時30分から午後8時まで 宿泊する場合は、事前届出の上、承諾を受ける必要があります。
外出・外泊	外出される際に事務所にその旨と食事の有無を申し出てください。 外泊の場合は事前に「外泊届」を事務所に提出してください。
喫煙	喫煙は施設所定の喫煙所をお願いします。居室内での喫煙は防災上、認めておりません。
迷惑行為等	施設では次の行為を禁止しております。 ①けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。 ③指定した場所以外で火気を用いること。 ④施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ⑤故意に、施設・設備に損害を与え、又は無断で備品を施設外に持ち出すこと。

### 14 個人情報の保護

職員は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

また、職員が得た利用者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。

### 15 運営規程

施設の運営規程は、別途定める『軽費老人ホーム すずらん苑 運営規程』のとおりで、施設内の見やすい場所に掲示しています。

### 16 その他

平成20年6月1日に施行された国の基準省令により、軽費老人ホームは、「経過的軽費老人ホーム」になりました。

説明年月日：令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受け、内容を理解し、苑の利用開始に同意いたしました。

また、施設内で開催するサービス担当者会議や、県、市町村及び居宅介護支援事業所等関係機関からの求めに対し、必要な場合に個人情報を提供することに同意します。

※署名の場合、押印は省略します。

ご契約者

住 所：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

身元保証人（続柄：\_\_\_\_\_）

住 所：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

入所日：令和 年 月 日

※この重要事項説明書は、利用者用と施設用と2通作成し、各々保持します。

軽費老人ホームすずらん苑のサービス提供について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施 設 名：軽費老人ホーム すずらん苑

説明者職名：生活相談員

氏 名：土肥柳子 印